



平成 19 年 1 月 30 日

各 位

会社名 暁 飯 島 工 業 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 飯 島 康 輔
(J A S D A Q ・ コード 1997)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理統括部長
藤 沼 一 男
電話 0 2 9 (2 4 4) 5 1 1 1

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

この度、当社は、平成 18 年 12 月 20 日付にて発表いたしましたとおり、法人税法違反容疑訴訟について最高裁判所判決が確定したことにより、国土交通省関東地方整備局から平成 19 年 1 月 29 日付で、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり営業停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 営業停止処分の内容

- (1) 停止を命じられた営業の範囲
建設業に係る営業の全て
- (2) 停止を命じられた営業の地域
全国
- (3) 期 間
平成 19 年 2 月 13 日から平成 19 年 2 月 17 日までの 5 日間

2. 業績に与える影響

この度の処分による影響につきましては、現段階では不明確であります。業績に与える影響は軽微なものであると考えております。

(参考)当期の連結業績見通し(平成 19 年 1 月 12 日公表分)及び前期の実績 (単位:百万円)

	売上高	経常利益	当期純利益
中間期 (18/9~19/2)	4,800	150	200
通 期 (18/9~19/8)	9,300	125	175
前 期 (平成 18 年 8 月期)実績	10,800	139	185

3. 今後の対応

当社はこの処分を真摯に受け止め、企業としてその社会的責任を再認識するとともに、これを機により一層社内コンプライアンス意識の向上、内部管理体制の強化に努め、全力を尽くし信頼の回復に努めてまいります。

以 上